

# アルコールチェッカー普及促進助成金交付要綱

(公社)大分県トラック協会

## (目的)

第1条 この助成は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業所が、事業所において使用するアルコールチェッカーの導入費を協会が助成し、飲酒運転を絶滅させることを目的とする。

## (対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象は、アルコールチェッカー(呼気中のアルコール濃度を測定する機器)をあらたに導入する会員事業所とする。

## (助成額)

第3条 助成金額は、本体の取得価格(付属機器等の関連費用は含まない)に相当する額とし、「事業所据置型」については1事業所あたり20,000円を限度(消費税除く、100円未満切捨て)とする。ただし、安全性優良事業所(Gマーク取得事業所)については、1事業所あたり30,000円を限度とする。

また、「携帯型」については1器あたり2,000円を限度(消費税除く、100円未満切捨て)とし、申請台数の上限については、当該年度の会員名簿における登録車両台数(被牽引車を除く)の30%(小数点以下切り上げ)とする。

なお、「事業所設置型」および「携帯型」のいずれについても取得価格が助成額を下回った場合はその額(消費税除く)を限度とする。

但し、協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は助成金の返納を求めるものとする。なお、助成金の交付は四半期ごとに行うこととし、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

### (申請手続)

第4条 会員事業者は、原則月ごとにその期間中に導入した分をとりまとめて、翌月の末日までに協会の申請様式に納品書(写)、請求書(写)、領収書(写)、を添付して協会長宛に申請することとする。申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することもある。

### (実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

### (雑則)

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

### (附則)

この要綱は、平成18年11月27日から適用する。

平成19年 4月25日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成21年 2月19日一部改正

平成22年 3月28日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

令和 3年 4月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

令和 5年 4月 1日一部改正